

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特定疾病の認定		
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 2 第 5 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>厚生労働大臣が定める疾病（特定疾病）に該当する場合、申請をし、保険者の認定を受けたときは、入院・外来とも自己負担額は 1 か月 10,000 円となる。これを超えたときは、高額療養費として支給する。</p> <p>○特定疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口透析を実施している慢性腎不全</li> <li>・血友病</li> <li>・後天性免疫不全症候群</li> </ul>		
	設定年月日	昭和 34 年 1 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名）</p> <p>協議機関 日（機関名）</p> <p>処分機関 1～3 日</p>		
	設定年月日	昭和 34 年 1 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				